

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第一号

砂防管理員設置規則を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

砂防管理員設置規則

第一條 砂防指定地の監視並びに砂防設備管理のため砂防法第三十一條の規定により砂防管理員を鳥取縣吏員の定数内に於て置く。

砂防管理員の定員はこれを六名とし、必要ありと認めるときは、臨時にこれを増員することができる。

第二條 砂防管理員は別記様式により砂防管理員章を交付する。

第三條 砂防管理員は、左の事項に関する職務に従事す

昭和二十四年一月十四日 金 曜 日
第千九百七十六号

本書ノ大キサハ規定規則A列

一、砂防指定地取締規則（昭和二十三年三月三十日鳥取縣規則第十九條）の各條に規定する取締手續に關する事項。

二、その他砂防の管理上必要な事項。

第四條 砂防管理員は、前條の取締にあたるときは、第二條の砂防管理員章を携帯しなければならない。

第五條 砂防管理員の費用は、縣の負担とする。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

第二條による砂防管理員章様式

表

第 号	砂防管理員章
所 属 庁 名	
職 氏 名	

大きさ 縦 七 糎

00015

第四号様式 縦七種 横五種

表 第 号 当せん金附証票発売並びに 当せん金品支拂(交付)等 委託業務検査章	裏 昭和 年 月 日交付 鳥 取 縣 印
面 所 属 行 名 職 氏 名	

鳥取縣規則第三号

医師法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

医師法施行細則

第二條 医師法(昭和二十三年法律第二〇二号。以下法
 という。)第六條第三項の規定による届け出はその住
 所地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。
 第二條 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十
 七号。以下規則という。)第一條、第三條、第四條、
 第六條、第九條及び附則第二十六條の規定による申
 請若しくは届け出の書類はこれを二通提出しなければ
 ならない。
 第三條 規則第八條第一項の規定による届出書は別記書
 式によらなければならない。

附 則

この規則は法施行の日(昭和二十三年十月二十七日)か
 らこれを適用する。
 国民医療法施行細則(昭和二十一年縣令第九十六号)は
 これを廢止する。

別記書式

住居所異動届

00616

11300

本籍

旧住所

新住所

一、異動年月日

二、医籍登録年月日

三、医籍登録番号

四、医師免許資格及び(年月)日何々大学(学校)卒業
 その取得年月日(年月)日医師国家試験合格

右のとおり住所異動したからお届けする。

年 月 日

氏

氏

鳥取縣知事 殿

鳥取縣規則第四号

歯科医師法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

歯科醫師法施行細則

第一條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二〇二号。以
 下法という。)第六條第三項の規定による届け出はそ
 の住所地を管轄する保健所の長を経由しなければなら
 ない。
 第二條 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第
 四十八号。以下規則という。)第一條、第三條、第四
 條、第六條、第九條及び附則第二十四條の規定による
 申請若しくは届け出の書類はこれを二通提出しなけれ
 ばならない。
 第三條 規則第八條第一項の規定による届け出は別記書
 式によらなければならない。

附 則

第四條 この規則は法施行の日(昭和二十三年十月十七
 日)からこれを適用する。
 第五條 国民医療法(昭和十七年法律第七十号。以下旧
 法という。)第八條第二項の規定により許可を受け又
 は国民医療法施行規則(昭和十七年厚生省令第四十八

号)第七十二條の規定により許可を受けた者とみなされた者は昭和二十四年三月三十一日までにその旨を知事に届け出なければならぬ。

第六條 旧法第八條第二項の規定により許可を受け歯科専門を標ぼうすることのできる医師は、昭和二十四年三月三十一日までにその旨を知事に届け出なければならぬ。

別記書式

歯科医師住所異動届

本籍

旧住所

新住所

氏名 年 月 日生

一、異動年月日

二、歯科医籍登録年月日

三、歯科医籍登録番号

四、歯科医師免許資格及年月日何々大学(学校)卒業
ひその取得年月日(年月日)歯科()国家試験合格

右の上り住所異動したからお届けする。
年 月 日

氏名

鳥取縣知事殿

鳥取縣規則第五号

醫療法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

醫療法施行細則

第一條 醫病法(昭和二十三年法律二百五号。以下法と
いう。)第十六條但書の規定により許可を受けようとする
ときは左に掲げる事項を記載した申請書を提出し
なければならぬ。

一、病院名

二、病院の所在地

三、醫師の居住する場所から病院までの距離及び連絡
に要する時間

第二條 醫療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十
号。以下規則という。)第十條但書の規定により許可
を受けようとするときは、その事項期間及び理由を記
載した申請書を提出しなければならない。

第三條 規則第十五條第一項の規定により構造又は設備
の改善を要求したときは速かにその旨を知事に届け出
なければならぬ。

第四條 規則第十九條第四項の規定により許可を受けよ
うとするときは左に掲げる者の人員を記載した申請書
を提出しなければならない。

- 一、醫師
- 二、薬剤師
- 三、看護婦
- 四、栄養士

第五條 規則第二十條第一項第一号の規定により許可を
受けようとするときは、その事項に理由を記載した申
請書を提出しなければならない。

第六條 規則第二十條第一項第二号、第六号の規定によ

り許可を受けようとするときは、夫々理由を記載した
申請書を提出しなければならない。

第七條 法第二十五條第二項の規定による当該吏員の身
分を示す証票は別記様式第一による。

第八條 法第二十七條の規定による許可証は別記様式第
二による。

第九條 法第三十九條第二項第七号の規定により許可を
受けようとするときは、その事項に理由を記載した申
請書を提出しなければならない。

第十條 法第四十條第一項第三号の規定により許可を受
けたものはその旨を三十日以内に知事に届け出なけれ
ばならぬ。

第十一條 法第四十一條第一項第六号の規定により許可
を受けようとするときはその事項に理由を記載した申
請書を提出しなければならない。

第十二條 法規則若しくはこの規則の規定による知事に
対する届出については受理書を交付する。

第十三條 法第二條の規定による助産所に該当するもの

01300

00618

01300

00617

00619

00618

であつて、法施行の際現に存するものが法施行の日から六箇月内に法第七條又は第八條の規定により開設の許可を受け又は開設の届け出をしようとするときは、法施行の際現に存するものなる旨を記載しなければならぬ。

第十四條 法第五十條の規定によつて許可を受けたときみなされたものは昭和二十三年三月三十一日までにその旨を届け出なければならぬ。

第十五條 法第四十七條第一項、第二項の規定による病院又は診療所で收容施設を有するものについては、法第二十七條の規定による検査があつたものとみなしてこの規則第八條による許可証を交付する。

第十六條 国の開設する病院、診療所又は助産所については、この規則の規定は左の各号の如くこれを読みかえるものとする。

- 一、第一條中「許可」とあるのは「承認」とする。
- 二、第二條中「許可」とあるのは「承認」とする。
- 三、第三條中「届け出」とあるのは「通知」とする。

四、「許可証」とあるのは「承認証」とする。

五、第十二條中「届け出」とあるのは「届出又は通知」とする。

六、第十四條中「許可を受けた」とあるのは「許可を受け、承認を受け又は通知した」とし「届け出」とあるのは「通知し又は届出」とする。

七、第十五條を「法第四十七條第一項及び第二項の規定による診療所で收容施設を有するものについては、法第二十七條の規定による承認があつたとみなしてこの規則第八條による承認証を交付する」とする。

附 則

この規則は規則施行の日（昭和二十三年十一月五日）からこれを適用する。

様式第一

00620

00620

表 面

裏 面

12 纏

寫 眞

○ 蓋

氏 名

鳥 取 縣 印

醫療法第二十五條の規定による当該官吏（吏員）の証

醫療法抜すい
第二十五條 省略

第四十條 省略
二、省略

00621

様式第二

27

18 欄

許可証
開設者住所
氏名

年月日附申請による病院(診療所、助産所)施設使用の件許可する

年月日

鳥取縣知事 氏名 印

告示

鳥取縣告示第十四号

昭和二十三年法律第一四〇号へい黙処理場等に関する法律第六條第二項の規定による身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十四年一月十四日
鳥取縣知事 西尾愛治

職名 氏名 番号 交付年月日
鳥取縣技術吏員 拓植 茂 十七 昭和 年月日
環境衛生監視員

鳥取縣告示第十五号

岩美地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財產差押証票を次のように返納した

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

区分	番号	返納年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	四五	昭和二十三年十二月十二日	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	柏木計一
縣稅滯納者財產差押証票	四六	同	同	同	加藤忠晴
同	六七	同	同	同	柏木計一
同	六七	同	同	同	加藤忠晴

00622

00300

鳥取縣告示第十六号

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による保護等のため支出する費用の基準中一部を次のように改め昭和二十三年十一月一日からこれを適用する。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

「第一最低生活費の基準は左による」を次のように改める。

00625

「第二生活扶助のため支出し得る費用は左による」を次のように改める

(一) 市町村長限りで支給し得る額

イ 六十才以上の老衰者又は不具癱疾傷痍疾病等のため殆ど無収入の状態にある者の一人世帯(生活扶助を目的とする保護施設に收容されている者を含む)について生活扶助費、基準額算出表によつて算出されたその世帯の生活扶助費基準額までの額

ロ 前記イ以外の世帯については生活扶助費基準額算出表によつて算定されたその世帯の生活扶助費基準額の六割以内の額

(二) 知事の承認を得て支給し得る額

生活扶助費基準額算出表によつて算定されたその世帯の生活扶助費基準額の六割を超え十割までの額(前項イの世帯を除く)

「第三」中「一点単價については社会保険診療報酬算出協議会において決定した国民健康保険診療報酬の標準額による」とあるを「一点単價については社会保険診療報酬算出協議会において決定した国民健康保険診療報酬の標準額にもとづく国民健康保険の保険者と療養担当者とは協定した額による」に改める

「第七」を次のように改める

保護を受ける者に特別の事由があつて第一、第三、第五、第六の基準を超えて支出しなければならないときは市町村長は個々の世帯(保護を受ける者)につき厚生大臣の認可を受けその基準を超えて保護に必要な額を支給することができる。

「別表」を次のように改める

別表 義務教育のための教育費として加算する教育費支給基準額(額)

小学校一年	二年	三年	四年	五年	六年	中学校一年	二年	三年
三三〇円	三三六	三三六	七四四	五五二	四八〇	一、五三六	八六四	八七六

鳥取縣告示第十七号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛、治

- 一、国民健康保険を行う町
- 二、條例制定の認可年月日

東伯郡由良町

鳥取縣告示第十八号

鳥取縣国民健康保険診療調整協議会規程を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛、治

鳥取縣国民健康保険診療調整協議会規程

第一條 国民健康保険の診療報酬の審査及び保険者の経営する診療施設の指導その他国民健康保険診療に関し必要な事項につき鳥取縣知事に協力しその間に応え、必要な調査審議するため鳥取縣国民健康保険診療調整協議会(以下協議会という)を置く。

第二條 協議会に会長一人及び委員十六人を置く。

2、会長は、鳥取縣知事をもつてこれに充てる。

3、委員は、左に掲げる者につき鳥取縣知事がこれを委嘱又は任命する。

- 一、療養担当者
- 二、保険者の直営する病院、診療所に勤務する醫師、齒科醫師又は薬剤師

- 三、鳥取縣に勤務する醫師、齒科醫師、薬剤師
- 四、保険者又は国民健康保険団体連合会の役員

鳥取縣国民健康保険診療調整協議会規程

00626

00625

五、鳥取縣に勤務する醫師、齒科醫師又は薬剤師以外の官公吏

六、国民健康保険の被保険者

第三條 委員の任期は二年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は鳥取縣知事の承認を得て辞職することができる。第四條 会長は会務を総理し協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは会長の指名するものがその職務を代理する。

第五條 協議会は必要のつ度会長がこれを招集する。

第六條 協議会は専門事項を調査審議し必要あるときは委員の中から専門委員を委嘱してその調査及び報告をさせることができる。

第七條 協議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

協議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは会長の決するところによる。

第八條 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は關係官吏の員又は關係團體の職員のうちから鳥取縣知事がこれを委嘱又は任命する。

3 幹事は会長の命を受けて庶務を整理する。

4 書記は、会長の指揮を受けて、庶務に従事する。

附則

この規程は昭和二十三年十二月一日よりこれを適用する。

鳥取縣告示第十九号

昭和二十三年七月十三日付厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次の者に交付した。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名 氏 名 番号 交付年月日

鳥取縣技術吏員技師 有元孝雄 三三 昭和二十四年一月七日

同 福田 弘 三四 同

同 拓植 茂 三五 同

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第十三号

昭和二十四年一月分の公立学校教職員任用審査を次のように実施する。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣教育委員會

記

一、期日及び場所

昭和二十四年一月二十八日(金)午前九時 鳥取縣々庁内鳥取縣教育委員會事務局教務課

昭和二十四年一月二十九日(土) 西伯地方事務所内鳥取縣教育委員會西伯支所

二、提出書類

1、履歷書

2、最終学校最終学年成績証明書

3、学校長の推薦書(希望学校決定しないものは無くても可)

三、申定期日

任用審査を行う前日正午まで

鳥取縣告示第二十号

左の施設を生活保護法第七條による保護施設として昭和二十三年十一月一日認可しその事務費を次のように定めた。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

事業種別 施設名称 設置主体 所在地

養老院 倉吉町立 東伯郡 東伯郡倉吉 一人一日当り取り扱事務費

養老院 倉吉町 町仲町 拾七円参銭

鳥取縣告示第二十一号

昭和二十二年九月鳥取縣告示第三八四号保護施設中左の施設に対し事務費を左の通り改訂し昭和二十三年十二月二十四日からこれを適用する。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

事業種別 施設名 設置主体 所在地 一人一日当り事務費

養老事業 鳥取市立 鳥取市 鳥取市 式拾参円参拾銭

養老院 養老院 丸山

四、申込場所

- 1、鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課
教職員任用選考委員会宛
- 2、西伯地方事務所内鳥取縣教育委員会西伯支所
教職員任用選考委員会宛

五、当日の携行品

- 1、辨当
- 2、筆記用具
- 3、身体検査実施に要する手数料概算(三〇〇円)

昭和二十四年一月十四日印刷
昭和二十四年一月十四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年一月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町一丁目
鳥取縣鳥取市東町一丁目
鳥取縣鳥取市東町一丁目
鳥取縣鳥取市東町一丁目